

第 9 期介護保険事業計画の 介護サービス量・介護給付費用及び 介護保険料の見込み等について

- 1 要支援・要介護認定者数の推計 P 2
- 2 介護サービス量及び介護給付費用の見込み P 3
- 3 介護保険料の見込み P 7

令和5年12月15日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

1 要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間における要支援・要介護認定者数は、今後の高齢者人口の推計及び年齢階層別の認定率の低下傾向を踏まえると、次のとおり推移する見込みです。

(単位：人)

区分	第8期	第9期			差引 R8-R5
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
要支援1	9,315	9,200	9,300	9,500	+185
要支援2	9,010	9,100	9,200	9,500	+490
要介護1	11,926	12,000	12,200	12,400	+474
要介護2	10,123	10,400	10,700	10,900	+777
要介護3	8,197	8,500	8,700	9,000	+803
要介護4	6,561	6,700	6,900	7,000	+439
要介護5	4,697	4,800	5,000	5,100	+403
合計	59,829	60,700	62,000	63,400	+3,571
うち 要介護2以上	29,578	30,400	31,300	32,000	+2,422

※ 各年度9月末現在（令和5年度は実績）

2 介護サービス量及び介護給付費の見込み

(1) 施設・居住系サービスの定員数

今後、要支援・要介護認定者数、中重度の要介護認定者数の増加が見込まれることなどを踏まえ、施設等への入所の必要性が高い要介護者の受け入れができるよう、介護保険施設及び居住系サービスの定員数の拡充を進めます。

区 分		第9期末定員数 (整備予定定員数)	考 え 方
介護 保 険 施 設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型を含む。	4, 919人 (+60人) (うち、新規・増床40人 ショートステイ転換20人)	要介護3以上の認定者数の見込みを踏まえるとともに、入所の必要性が高い希望者が早期に入所できることを目指しつつ、一定の受け皿となりうる有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の増加見込みや周辺市町における入所ニーズの減少傾向を勘案して、必要定員数を算出。
	介護老人保健施設	2, 683人 (0人)	年間の入・退所者が相当程度ある状況等を踏まえると、現状の定員数で十分対応できると考えられるため、新たな整備は見込まない。
	介護医療院	904人 (+40人)	広島県が実施した「医療療養病床に係る転換意向調査」の結果等を基に、必要定員数を算出。
居住系 サ ー ビ ス	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3, 202人 (+162人)	今後の認知症高齢者の増加にあわせて、認知症高齢者グループホームの利用ニーズも増加する見込みであることから、 認知症高齢者 数の伸びを基に、必要定員数を算出。
	特定施設入居者生活介護	3, 675人 (+120人)	今後の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加見込みを踏まえ、要支援・要介護認定者数の見込みを基に、必要定員数を算出。

(2) 在宅生活を支える地域密着型サービスの整備

中重度の要介護状態にある高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たしている在宅生活を支える地域密着型サービスについて、在宅介護の限界点を高めることができるよう提供体制の確保を図ります。

具体的には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、第8期までの事業所の開設状況や利用者数の状況、第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込みを考慮し、それぞれ事業所数及び利用者数を算出しました。

区 分	第8期	第9期			差 引 R8-R5
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22事業所	23事業所	24事業所	25事業所	+3事業所
	472人/月	496人/月	514人/月	533人/月	+61人/月
小規模多機能型居宅介護	44事業所	46事業所	48事業所	50事業所	+6事業所
	816人/月	858人/月	891人/月	926人/月	+110人/月
看護小規模多機能型居宅介護	8事業所	9事業所	10事業所	12事業所	+4事業所
	147人/月	169人/月	190人/月	213人/月	+66人/月

※ 各年度とも事業所数（上段）は年度末現在、利用者数（下段）は4月実績（令和5年度は実績）

(3) 介護サービスの利用者数の見込み

介護サービスの種別ごとの利用者数は、居宅サービスについては、それぞれの過去5年間の利用実績や第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込みを踏まえ算定し、地域密着型サービスと施設サービスについては、これらに加えて整備予定定員数等を考慮し算定しました。

(単位：人/月)

区 分		第8期	第9期			差 引 R8-R4	
		令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
居 宅 サービス	訪問介護	9,406	9,809	10,062	10,272	+866	
	訪問看護	介護サービス	7,500	8,903	9,588	10,429	+2,929
		介護予防サービス	1,648	2,020	2,208	2,450	+802
	通所介護	9,948	10,425	10,614	10,872	+924	
	短期入所生活介護	介護サービス	2,845	2,926	2,984	3,015	+170
		介護予防サービス	64	72	72	74	+10
	福祉用具貸与	介護サービス	16,764	18,748	19,534	20,569	+3,805
		介護予防サービス	7,492	8,521	9,034	9,616	+2,124
地域密着 型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	407	496	514	533	+126	
	小規模多機能型居宅 介護	介護サービス	750	778	808	840	+90
		介護予防サービス	69	80	83	86	+17
	看護小規模多機能型居宅介護	150	169	190	213	+63	
	認知症対応型共同生 活介護	介護サービス	2,691	2,896	2,961	3,039	+348
介護予防サービス		10	10	11	11	+1	
施 設 サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3,963	4,271	4,271	4,344	+381	
	介護老人保健施設	2,139	2,162	2,162	2,162	+23	
	介護医療院	742	861	861	901	+159	

(4) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み【概算】

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第9期計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の現時点での見込みは、概算で**3,226億円**となります。

今後、直近のサービス利用状況等を踏まえて精査するとともに、12月末頃に示される国の介護報酬改定の内容を反映した上で、最終的な事業費を見込みます。

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
保険給付費	974億円	997億円	1,028億円	2,999億円
居宅サービス	672億円	694億円	719億円	2,085億円
施設サービス	260億円	260億円	264億円	784億円
特定入所者介護サービス	18億円	19億円	20億円	57億円
高額介護サービス費等	24億円	24億円	25億円	73億円
地域支援事業費	74億円	76億円	77億円	227億円
介護予防・日常生活支援総合事業費	48億円	50億円	51億円	149億円
包括的支援事業・任意事業費	26億円	26億円	26億円	78億円
合 計	1,048億円	1,073億円	1,105億円	3,226億円

※ 地域密着型サービスに係る保険給付費は、居宅サービスに含めています。

3 介護保険料の見込み

※ 割合とは、基準月額（第5段階：1.0）に対する各段階の保険料割合

(1) 広島市の第9期介護保険料の保険料割合・所得段階の変更

国において、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し低所得者の保険料上昇を抑制する方向で、保険料の見直し検討がなされていることを踏まえ、本市においては、以下のとおり保険料割合や所得段階を変更します。

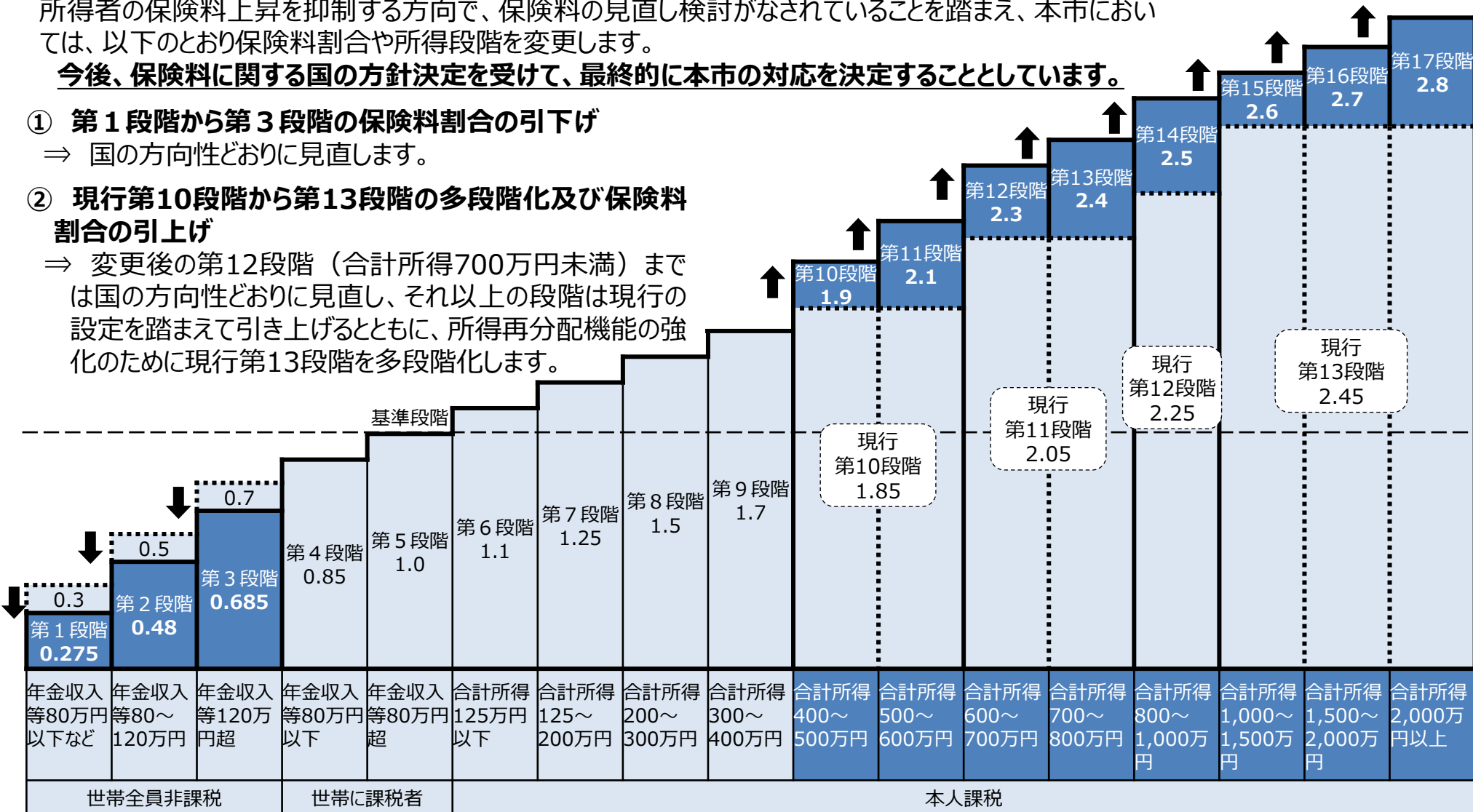
今後、保険料に関する国の方針決定を受けて、最終的に本市の対応を決定することとしています。

① 第1段階から第3段階の保険料割合の引下げ

⇒ 国の方向性どおりに見直します。

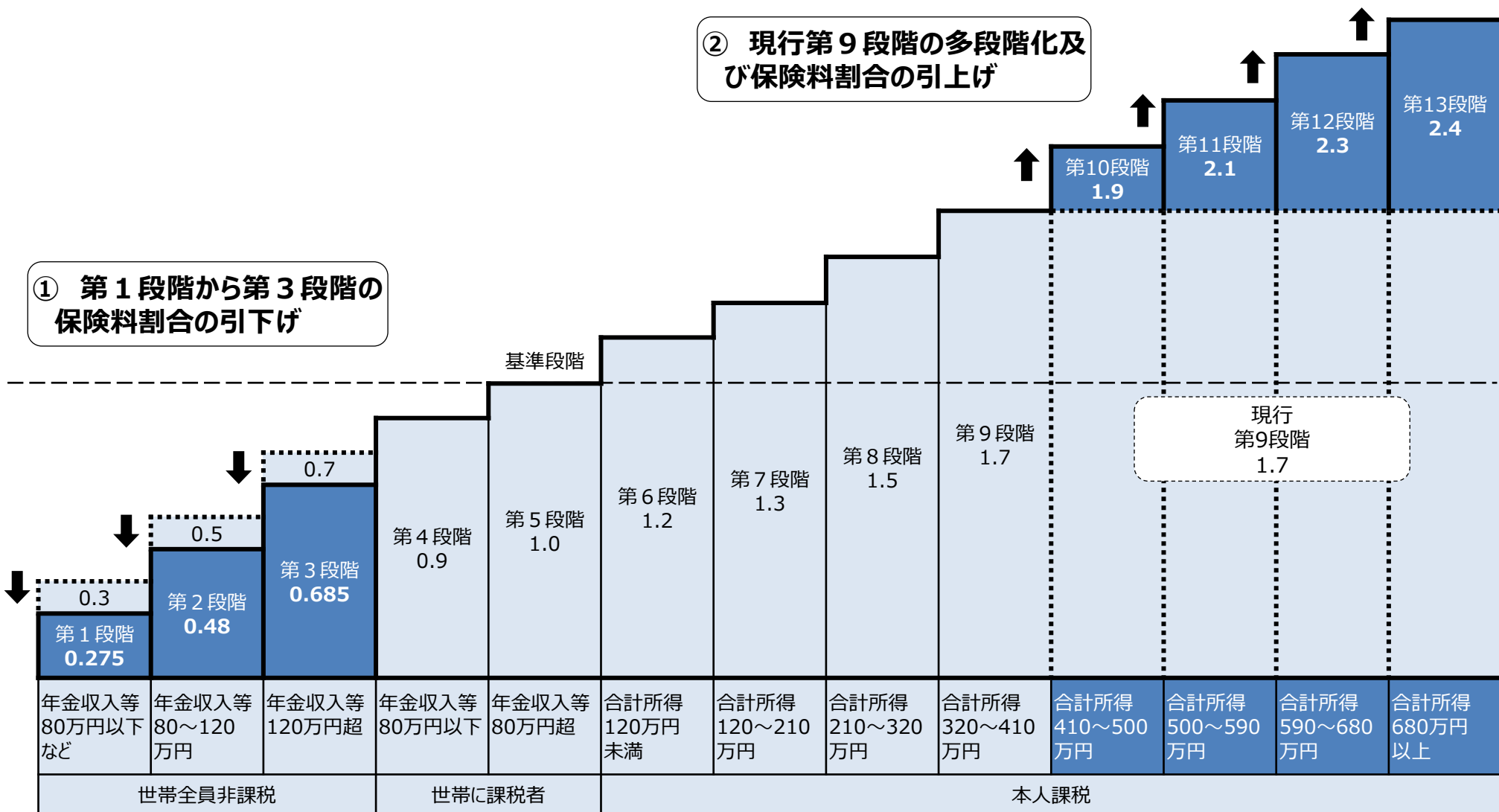
② 現行第10段階から第13段階の多段階化及び保険料割合の引上げ

⇒ 変更後の第12段階（合計所得700万円未満）までは国の方向性どおりに見直し、それ以上の段階は現行の設定を踏まえて引き上げるとともに、所得再分配機能の強化のために現行第13段階を多段階化します。



※ 第1段階から第3段階までは公費による保険料軽減措置後の割合

【参考】国における保険料割合・所得段階の見直しの方向性



(2) 第9期介護保険料の所得段階別保険料割合 (下線は変更点)

第8期			第9期		
所得段階	要件	割合	所得段階	要件	割合
第1	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.3 <u>(0.5)</u>	第1	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.275 <u>(0.445)</u>
第2	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.5 <u>(0.75)</u>	第2	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.48 <u>(0.68)</u>
第3	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	0.7 <u>(0.75)</u>	第3	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	0.685 <u>(0.69)</u>
第4	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.85	第4	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.85
第5	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超	1.0	第5	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超	1.0
第6	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	第6	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1
第7	本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25	第7	本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25
第8	本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.5	第8	本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.5
第9	本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.7	第9	本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.7
第10	本人の前年の合計所得金額 <u>400万円以上 600万円未満</u>	<u>1.85</u>	第10	本人の前年の合計所得金額 <u>400万円以上 500万円未満</u>	<u>1.90</u>
第11	本人の前年の合計所得金額 <u>600万円以上 800万円未満</u>	<u>2.05</u>	第11	本人の前年の合計所得金額 <u>500万円以上 600万円未満</u>	<u>2.10</u>
第12	本人の前年の合計所得金額 <u>800万円以上 1,000万円未満</u>	<u>2.25</u>	第12	本人の前年の合計所得金額 <u>600万円以上 700万円未満</u>	<u>2.30</u>
第13	本人の前年の合計所得金額 <u>1,000万円以上</u>	<u>2.45</u>	第13	本人の前年の合計所得金額 <u>700万円以上 800万円未満</u>	<u>2.40</u>
			第14	本人の前年の合計所得金額 <u>800万円以上 1,000万円未満</u>	<u>2.50</u>
			第15	本人の前年の合計所得金額 <u>1,000万円以上 1,500万円未満</u>	<u>2.60</u>
			第16	本人の前年の合計所得金額 <u>1,500万円以上 2,000万円未満</u>	<u>2.70</u>
			第17	本人の前年の合計所得金額 <u>2,000万円以上</u>	<u>2.80</u>

※ 第1段階から第3段階までの下段〔 〕書きは、公費による保険料軽減措置前の割合

(3) 第9期介護保険料の算定【試算】

① 介護給付費準備基金の取崩しについて

計画期間中の急激な介護給付費の増加等に対応するために設置している基金について、令和4年度末残高68億円を取り崩し、第9期の保険料の抑制を図ります。

② 保険料（基準月額）の試算（現段階の試算であり、最終的なものではありません。）

現在、国の社会保障審議会において、令和6年度（2024年度）からの介護報酬の改定について検討中であるため、本市の保険料の算定基礎である介護給付費等に介護報酬の改定は反映できていません。

このため、介護報酬を現行どおりとした場合の保険料（基準月額：第5段階）を、現時点における介護サービス量の見込みを基に試算すると、次のとおりとなります。

区 分	第8期	第9期	差 引
保険料(基準月額)	6,250円	6,350円～6,450円程度	+100円～+200円程度

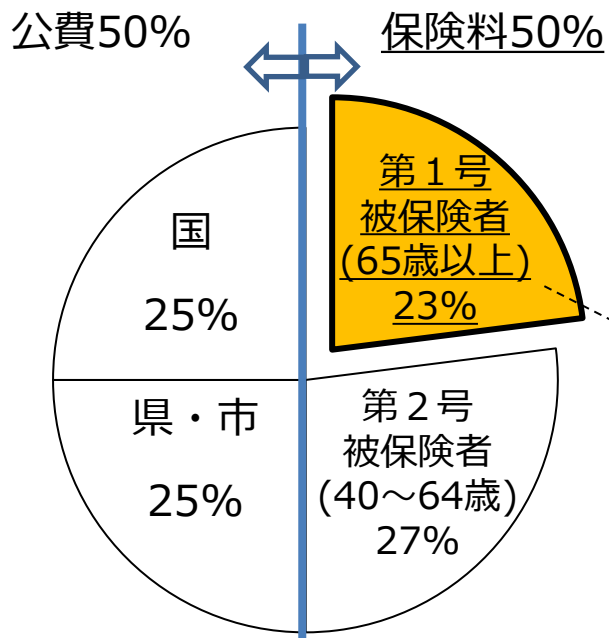
今後、国から示される介護報酬の改定の決定を受け、その影響額を介護給付費等に反映した上で、改めて最終的な保険料の額を算定します。

【参考】介護保険料基準額の算定ルール

- 第1号被保険者の保険料基準額は、計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の見込額の概ね23%から、介護給付費準備基金の取崩額を差し引き、それを第1号被保険者数（65歳以上人口）で除した額となります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{(\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% - \text{介護給付費準備基金取崩額}}{\text{第1号被保険者数 (65歳以上人口)} \times 12\text{月}}$$

【介護保険の費用負担割合】



※介護給付費準備基金

- ・急激な給付費の増等に対応できるように、計画期間中の保険給付費等に対して生じた保険料の剰余を積み立てたものです。
- ・計画期末に基金残高がある場合は、次期計画以降の保険料抑制のために活用します。

国から交付される調整交付金（各市町村間の保険料基準額の格差を是正するため、85歳以上又は75歳以上の高齢者が高い市町村や保険料所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付）によって、第1号被保険者の負担割合は若干変動します。

③ 所得段階別の保険料試算

所得段階	要件		第9期保険料試算	【参考】 第8期
第1	世帯全員が 市民税非 課税	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	1,746円～1,774円程度	1,875円
第2		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	3,048円～3,096円程度	3,125円
第3		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	4,350円～4,418円程度	4,375円
第4	世帯に課税 者あり	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	5,398円～5,483円程度	5,313円
第5		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超	6,350円～6,450円程度	6,250円
第6	本人が市民 税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	6,985円～7,095円程度	6,875円
第7		本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	7,983円～8,063円程度	7,813円
第8		本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	9,525円～9,675円程度	9,375円
第9		本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	10,795円～10,965円程度	10,625円
第10		本人の前年の合計所得金額 400万円以上 500万円未満	12,065円～12,255円程度	11,563円
第11		本人の前年の合計所得金額 500万円以上 600万円未満	13,335円～13,545円程度	
第12		本人の前年の合計所得金額 600万円以上 700万円未満	14,605円～14,835円程度	12,813円
第13		本人の前年の合計所得金額 700万円以上 800万円未満	15,240円～15,480円程度	
第14		本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	15,875円～16,125円程度	14,063円
第15		本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上 1,500万円未満	16,510円～16,770円程度	15,313円
第16	本人の前年の合計所得金額 1,500万円以上 2,000万円未満	17,145円～17,415円程度		
第17	本人の前年の合計所得金額 2,000万円以上	17,780円～18,060円程度		

※ 第1段階から第3段階までは、公費による保険料軽減措置後の金額

【参考】本市の保険料基準月額の推移

区分	第1期	第2期		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	H12～14	H15・16	H17	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～R2	R3～5
保険料	3,004円	3,887円	4,786円	4,786円	4,746円 (4,832円)	5,537円	5,868円	6,170円	6,250円
差 額	－	+883円	+899円	0円	▲40円 (+46円)	+791円 (+705円)	+331円	+302円	+80円

※ 第4期保険料の下段（ ）書きは、介護保険料の上昇を抑制する国の緊急特別対策がなかった場合の月額である。

(4) 本市の介護保険料の将来推計

区 分		保険料（基準月額）
第8期	令和3年度(2021年度)	6,250円
	令和4年度(2022年度)	
	令和5年度(2023年度)	
第9期	令和6年度(2024年度)	6,350円～6,450円程度
	令和7年度(2025年度)	
	令和8年度(2026年度)	
		
第14期	令和22年度(2040年度)	9,000円程度
		
第17期	令和32年度(2050年度)	9,900円程度

令和22年度(2040年度)及び令和32年度(2050年度)の介護保険料の将来推計については、サービスの種類や介護報酬等が現行のまま継続するものと仮定して試算しています。